

公民館及び老人憩の家等の コミュニティ施設への再編

令和3年1 1月

登別市

目 次

1	はじめに	・・・	1ページ
2	コミュニティ施設への再編について	・・・	1ページ
3	各施設の設置目的と利用等の現状	・・・	2ページ
4	再編の概要	・・・	2ページ
5	再編後の施設名称	・・・	4ページ
6	今後のスケジュール	・・・	5ページ



【SDGsの推進】

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す取組であり、本市でも誰もが自分らしく、住みやすい社会の実現に向け、さまざまな施策を通じて推進しています。公共施設に関しても、将来を見据えて17のゴールを意識した公共施設マネジメントが求められています。

1 はじめに

公民館、老人憩の家、婦人研修の家、会館、若草つどいセンターは、設置されて以降、長きに渡り高齢者や女性をはじめとした市民の生活文化の振興や社会福祉の増進、教養の向上など、それぞれの目的を果たしながら市民に親しまれてきましたが、その一方で建設当時と比較し、現在では地域のコミュニティ活動の場としての利用が大半を占めている状況にあります。

このことから、これらの施設を「コミュニティ施設」として再編します。

【登別市公共施設等個別施設計画（抜粋）】（令和3年3月策定）

第4章 個別計画

4-2 自主点検施設

（1）集会施設

施設区分ごとの方針《コミュニティ施設としての再編の検討》

公民館、老人憩の家、婦人研修の家、会館については、当初の設置目的はそれぞれあるものの、社会構造や時代背景の変容により、現在では、当初の目的での利用だけではなく、地域のコミュニティやサークル活動、各種団体の会議・集会等、幅広く利用されている実態にあります。こうしたことから、これらの集会施設すべてを「コミュニティ施設」として再編することを検討します。

2 コミュニティ施設への再編について

公民館、老人憩の家、婦人研修の家、会館、若草つどいセンターについて、現在の使用状況を踏まえ、今後は、それぞれの設置目的に沿った利用に加え、町内会をはじめとする地域のコミュニティ活動やサークル活動、各種団体の会議・集会など、市民の皆さんにより幅広く利用いただくため、令和4年4月1日から「コミュニティ施設」として再編します。

なお、「公民館」は、生活に即した教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、豊かな心の育成を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした社会教育施設ですが、公民館の用途廃止後も引き続き、市民会館やその他の施設で「登別ときめき大学」や「家庭教育学級」などの生涯学習の機会を市民に提供するなど、他の公共施設を活用しながら、さらなる社会教育の充実に努めることとします。

また、「老人憩の家」は高齢者の心身の健康と福祉の増進、教養の向上、レクリエーションを目的として、「婦人研修の家」は女性の生活文化、教養の向上、地域の女性の連帯感を深めることを目的として設置しましたが、コミュニティ施設に再編した後もこれらの機能を移行し、これまでと同様の利用を確保します。

3 各施設の設置目的と利用等の現状

施設	設置目的（条例等から抜粋）	現状	
		主な利用	管理
公民館	住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する（社会教育法第20条）	各種サークルや婦人会、町内会など	一部の施設を除き指定管理
老人憩の家	老人の心身の健康と福祉の増進を図るため、老人の教養の向上及びレクリエーションのための供与施設	老人クラブや婦人会、各種サークルのほか多くは町内会	一部の施設を除き指定管理
婦人研修の家	婦人の生活文化、教養の向上を図るとともに地域婦人の連帯感を深めるための施設		指定管理
会館	地域住民の生活文化の振興と住民福祉の増進を図る		一部の施設を除き指定管理
若草つどいセンター	住民自らが相互の連帯感を醸成し、明るく住み良い地域社会づくりを推進する	各種サークルや町内会	指定管理



コミュニティ施設	住民自らが相互の連帯感を醸成し、明るく住み良い地域社会づくりを推進する	町内会や老人クラブ、婦人会、各種サークルなど	一部の施設を除き指定管理
----------	-------------------------------------	------------------------	--------------

4 再編の概要

- (1) コミュニティ施設として再編する施設は、登別市公共施設等個別施設計画に記載している公民館、老人憩の家、婦人研修の家、会館に加え、従前からコミュニティ施設として利用されている若草つどいセンターも対象とします。
- (2) 再編に当たっては、新たに制定を予定する（仮称）登別市コミュニティセンター条例（令和4年4月1日施行）において各施設の位置や名称などを規定しますが、使用料は現行どおりとします。
- (3) 施設名称は市民に馴染みのある名称であることから、現行の名称をできる限り継承しますが、婦人研修の家は「会館」に改称します。

なお、鷺別公民館は支所の機能を有した鷺別地区最大の公共施設であり、市民団体などにより講演会や展示会のほかレクリエーション等に関する集会などが開催されるなど、従前からコミュニティ施設として利用されている実態があることから、利用状況も踏まえ、（仮称）鷺別コミュニティセンターに改称します。

(4) 指定管理者制度を採用している施設は、引き続き同制度により運営します。

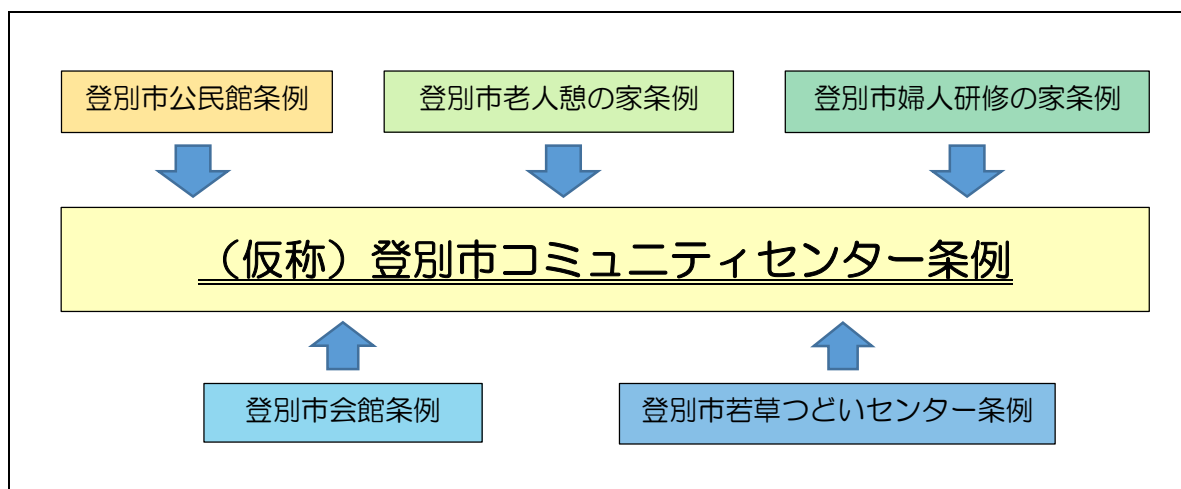
ただし、(仮称) 鷺別コミュニティセンターは指定管理者制度から市の直営に移行し、鷺別支所において日々の運営を行います。

(5) 登別温泉公民館と老人憩の家泉和園、老人憩の家と婦人研修の家の併設施設は名称を一本化します。

- | | |
|-----------------------|----------|
| ①登別温泉公民館・老人憩の家泉和園 | → 泉和園 |
| ②老人憩の家百寿の家・常盤婦人研修の家 | → 常盤会館 |
| ③老人憩の家こぶしの家・柏木婦人研修の家 | → こぶしの家 |
| ④老人憩の家旭ヶ丘三恵園・美園婦人研修の家 | → 旭ヶ丘三恵園 |

なお、登別温泉公民館は、老朽化が進み、現在、併設する児童室や老人憩の家、選挙区投票所の適切な移転または機能移転先の確保を進めていることから、登別温泉地区における公共施設のあり方について地区住民と協議が整い次第、廃止することとします。また、廃止時期は令和3年度末以降とします。

【コミュニティ施設への再編にかかる設置条例のイメージ】



5 再編後の施設名称

No.	種別 (※1)	現在の名称 (令和4年3月31日まで)	No.	種別	新しい名称(仮称) (令和4年4月1日からを予定)
1	公	鷺別公民館	1		鷺別コミュニティセンター
2		静和園	2		静和園
3	老	恵和園	3		恵和園
4		明和園	4		明和園
5	公	登別温泉公民館(※2)	5		泉和園(※2)
6		泉和園(登別温泉公民館内)(※2)	6		光和園
7		光和園	7		優和園
8		優和園	8		共和園
9		共和園	9		永和園
10		永和園	10		白樺の家
11		白樺の家	11	コ	桜木の家
12		桜木の家	12	ミ	あかしやの家
13		あかしやの家	13	ユ	常盤の家
14	老	常盤の家	14	ニ	相生の家
15		相生の家	15	テ	汐見の家
16		汐見の家	16	ィ	ねむの木の家
17		ねむの木の家	17	施	柏木の家
18		柏木の家	18	設	梅の木の家
19		梅の木の家	19		双和園
20		双和園	20		芙蓉の家
21		芙蓉の家	21		常盤会館
22		百寿の家	22		すずらの家
23	婦	常盤婦人研修の家	23		千歳福寿園
24		すずらの家	24		栄楽園
25		千歳福寿園	25		桜美園
26	老	栄楽園	26		富久寿園
27		桜美園	27		緑寿の家
28		富久寿園	28		旭ヶ丘三恵園
29		緑寿の家			
30		旭ヶ丘三恵園			
31	婦	美園婦人研修の家			

32	老	三寿園	29	コ ミ ユ ニ テ ィ 施 設	三寿園
33		希望の家	30		希望の家
34		こぶしの家	31		<u>こぶしの家</u>
35	婦	柏木婦人研修の家			
36	老	和幸園	32		和幸園
37		みその園	33		みその園
38		札内偕楽園	34		札内偕楽園
39		翠の家	35		翠の家
40		鷺六園	36		鷺六園
41		若山の家	37		若山の家
42		新生虹の家	38		新生虹の家
43		若汐の家	39		若汐の家
44		新寿の家	40		新寿の家
45	婦	栄婦人研修の家	41		<u>栄会館</u>
46		新川婦人研修の家	42		<u>新川会館</u>
47		若草婦人研修の家	43		<u>若草会館</u>
48		カルルス婦人研修の家	44		<u>カルルス会館</u>
49		桜木婦人研修の家	45		<u>桜木会館</u>
50	会	富士会館	46		富士会館
51		富浦会館	47		富浦会館
52	つ	若草つどいセンター	48		若草つどいセンター

※1 公：公民館 老：老人憩の家 婦：婦人研修の家 会：会館
つ：つどいセンター

※2 登別温泉地区における公共施設のあり方について地区住民と協議が整い次第、
廃止することとします（廃止時期：令和3年度末以降）。

6 今後のスケジュール（終了分を含む）

□ 令和3年10月

パブリックコメント実施

□ 令和3年11月

▼登別市議会総務・教育委員会及び生活・福祉委員会にパブリックコメント
の結果報告

▼市公式ウェブサイト等でパブリックコメントの結果公表

▼「公民館及び老人憩の家等のコミュニティ施設への再編」成案

□ 令和3年12月

令和3年第4回登別市議会定例会に「(仮称)登別市コミュニティセンター条例」等の制定に係る議案提出

□ 令和4年4月1日

▼「(仮称)登別市コミュニティセンター条例」の施行

▼各施設をコミュニティ施設として供用開始

区 分		市民への説明など	市議会への提案、 情報提供など	市の動き
令和3年	8月	指定管理者等への説明、 意見聴取		
	9月			
	10月	パブリックコメントの 実施		
	11月		・パブリックコメントの結果報告 ・(仮称)登別市コミュニティセンター条例等の制定に係る議案の情報提供	「公民館及び老人憩の家等のコミュニティ施設への再編(成案)」の公表
	12月		(仮称)登別市コミュニティセンター条例等の制定に係る議案の提出	
令和4年	1月			
	2月			
	3月			
	4月			コミュニティ施設への再編
	5月～			

登別温泉地区における公共施設のあり方について地区住民との協議